

# 第 10 次 深川市社会教育中期計画

【令和5年度～令和9年度】

心豊かで健やかな人生 持続可能な共生社会の実現に向けて  
—笑顔あふれる 協働の学び合い—



深川市教育委員会

# 目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
第2章 計画の目標	3
第3章 計画の施策体系	5
第4章 現状と課題、推進方策	6

## 資 料

諮問文	18
答申文	19
第10次深川市社会教育中期計画策定経過	20
深川市社会教育委員名簿	21

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 第1節 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の意義

- 令和4年に策定された「第六次深川市総合計画～豊かな自然と暮らしが調和した田園都市 ふかがわ～」では、将来に向けた新しいまちづくりへの課題の一つとして、急速に変化する社会環境のもとで心豊かな人生を送るために、市民が生涯のいつでも、自由楽しく学ぶことができ、その成果を生かすことができる生涯学習社会の充実があげられており、多様化・高度化する市民のニーズに応えるための施設の管理・運営や人材の育成など、生涯学習、社会教育の分野からの取り組みが必要とされています。
- 本市においては、出生数の低下や働き盛り世代の市外への流出などによる人口減少・少子化・高齢化が進行しており、労働人口の減少や税収の減少、担い手不足による地域コミュニティの低下など、市民の暮らしや地域社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されております。人口減少の流れをできる限り緩やかにし、子どもから高齢者まで誰もが将来にわたって住み続けられるまちづくりの推進が必要となっています。
- 社会教育の果たすべき役割は、地域課題や生活課題などについて市民同士が学び合い、教え合う相互学習等を通じ、教養を高め、健康の増進を図るとともに、人と人との絆を強くし、生き生きとした地域コミュニティを作り出すことにあります。
- このたび策定する社会教育中期計画は、第六次深川市総合計画に基づく社会教育分野の個別計画であり、これまでの期間中の取り組みのほか、国際的な視野に立ち、SDGsの理念をふまえつつ、今後5年間の本市における社会教育の指針として策定するものです。

### 2. 計画の名称

「第10次深川市社会教育中期計画」

### 3. 計画の期間

令和5年度～令和9年度（5年間）

#### 4. 計画の位置づけ

○第10次深川市社会教育中期計画は、「深川市教育大綱」と「深川市生涯学習推進基本構想（平成9年策定）」の内容をふまえ、また「第六次深川市総合計画（令和4年策定）」との整合性を図りながら推進するものです。

#### 5. SDGs との関係

○SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2030年までに達成すべき、国際社会共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、細分化された169のターゲットが掲げられ、その実現に向けた取り組みが広がっています。

○本計画では、17のゴールのうち、主にゴール4「質の高い教育をみんなに」において、「全ての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」の目標実現に寄与するものですが、17のゴールは相互に関連していることから、関連する他のゴールについても意識して取り組みを推進していきます。



#### 6. その他

○スポーツ分野の計画はスポーツ基本法等に基づき、平成19年度より個別の「深川市スポーツ振興計画」を策定してきましたが、社会教育としてスポーツを含めて一体的に推進するため、今期より社会教育中期計画に含めて策定します。

## 第2章 計画の目標

### 第1節 基本目標

○第10次深川市社会教育中期計画がめざす将来像（夢）を「基本目標」と位置づけ、キャッチフレーズで表現しました。

**心豊かで健やかな人生 持続可能な共生社会の実現に向けて**

**—笑顔あふれる 協働の学び合い—**

### 第2節 推進目標

○基本目標を受け、社会教育行政を推進するため、次のとおり「推進目標」を設定します。

#### 1 市民が自主的・主体的に学べるまちづくり



○市民の自主的・主体的な学習活動を促進するため、学習機会の提供と、各種団体等への学習活動支援を行います。また、まなびすとフォーラム事業や学校支援地域本部事業等において地域の人材活用を図り、学習成果を生かすことができる環境づくりを推進します。

○図書館の機能を活用した事業の実施や、誰もが本と気軽に触れあえる機会の提供など、読書活動に関する支援を行います。また、学校・家庭・地域と連携することで、子どもの自主的な読書活動を継続的に推進していきます。

#### 2 生きる力を育む家庭・地域づくり



○家庭教育に関する学習機会や親子で体験できる場を提供し、家庭教育を支援していきます。また、学校・家庭・地域の連携の促進と、学校支援ボランティアによる学校の教育活動への支援を行います。

○青少年活動リーダーの育成、子どもが活動できる場や居場所づくりを通じ、子どもたちが地域社会の中で活躍できる力を養います。また、青少年育成活動団体への支援や、相談体制を充実させるなど、青少年の育成を推進します。

### 3 多彩な市民文化を育むまちづくり



○文化連盟をはじめ、多様な文化活動を行う団体間の連携と交流機会を充実させるための支援を行い、ニーズに応じた文化施設の管理・運営など、市民の芸術・文化活動を推進します。

○伝統芸能や郷土文化を保存・伝承する活動や、有形文化財・史跡・郷土資料の維持・保存・活用など、文化財を後世に継承する活動を推進します。

### 4 心と体を育む生涯スポーツのまちづくり



○生涯にわたり誰もが、それぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無、技術、興味、目的などあらゆる場面に応じて、スポーツに親しみ、スポーツの多様性と可能性を追求していきます。

○全道・全国大会等で活躍できるよう競技団体やスポーツ少年団の育成を図り、競技力の向上と活動の助長を進めます。また、陸上長距離種目などを中心にスポーツ合宿の積極的な招致を推進します。

○子どものうちから、家庭生活や学校活動を通じ、日常的に運動に親しませるため、学校や地域の特色を生かし、運動の楽しさや喜びを味わい、児童生徒の能力・適性を伸ばすための機会の充実に努めます。

○市民のスポーツへのニーズは多様化・高度化しており、それに対応するため、スポーツ推進委員の研修及び指導機会の充実や生涯スポーツ指導者の育成など、スポーツ環境の整備・充実に努めます。

第3章 計画の施策体系

基本目標

推進目標

推進項目

主要施策

心豊かで健やかな人生 持続可能な共生社会の実現に向けて  
 —笑顔あふれる 協働の学びこころ—

市民が自主的・主体的に学べるまちづくり

生涯学習・社会教育の推進

- ・市民の自主的・主体的な学習活動の促進
- ・学習成果を生かす環境づくり
- ・学習の場の整備

読書活動の推進

- ・読書活動に関する支援
- ・子どもの読書活動の推進

生きる力を育む家庭・地域づくり

家庭・地域教育の充実

- ・家庭教育に関する学習機会の提供と相談体制の充実
- ・親子の共同体験機会の提供
- ・学校・家庭・地域の連携促進
- ・学校支援ボランティアの育成

青少年育成の推進

- ・青少年活動リーダーの育成
- ・子どもの活動の場と居場所づくり
- ・青少年育成活動団体の支援
- ・青少年に関する相談体制の充実
- ・青少年の非行防止活動の実施

多彩な市民文化を育むまちづくり

芸術・文化活動の推進

- ・文化団体等の連携と交流機会の充実
- ・多様な文化活動の支援
- ・多様なニーズに応じた文化施設の管理・運営

文化財の保存と活用

- ・伝統芸能や郷土文化の保存と伝承活動の支援
- ・有形文化財・史跡・郷土資料の保存と活用
- ・埋蔵文化財の調査と保存

心と体を育む生涯スポーツのまちづくり

生涯スポーツの振興

- ・推進体制の整備
- ・スポーツ情報提供の充実

競技スポーツの振興

- ・競技力の向上
- ・スポーツ合宿の招致

学校・地域における児童生徒のスポーツ活動の充実

- ・健康や体力づくりの推進
- ・地域との連携
- ・指導者の充実

スポーツ環境の整備・充実

- ・生涯スポーツ指導者の育成
- ・スポーツ施設の整備充実
- ・学校体育施設の開放

## 第4章 現状と課題、推進方策

### 第1節 市民が自主的・主体的に学べるまちづくり

#### 《 現状と課題 》

##### 1. 生涯学習・社会教育

- 急速に変化する社会環境のもとで心豊かな人生を送るために、市民が生涯のいつでも、自由に楽しく学ぶことができ、その成果を生かすことができる生涯学習社会の実現が求められています。市民同士が学び合い、教え合う相互学習などを通じて、教養を高め、健康の増進を図るとともに、活力ある地域コミュニティづくりにつながることを期待されます。
- 社会教育は、多様化・高度化する市民の学習ニーズを的確に捉え、様々な学習機会の提供や、関係機関・団体のネットワークづくり、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のため中核的な役割を果たさなければなりません。また、学習のきっかけをつくるために、身近で前向きに取り組みやすいテーマや参加しやすい日時や場の設定にも配慮する必要があります。
- 日頃の学習の成果を地域での活動に生かすことで、充実感が味わえ、さらに学ぼうという「学びと活動の循環」につなげることが、生涯学習社会の実現のためにも必要です。まなびすとフォーラム事業で講師を担うなど学習成果を生かす機会や学校支援活動をはじめとするボランティア活動のさらなる充実が求められます。「人生100年時代」を迎えた今、高齢者の豊かな知識と経験を生かした活動の場の創出も求められます。
- 生涯学習活動の拠点となる社会教育施設は、老朽化により修繕箇所が増加している現状にあり、今後も多様な学習活動が展開できるよう、引き続き計画的な整備に努める必要があります。また、老朽化の著しい中央公民館については、生涯学習機能とバスターミナル機能を中心とした複合施設としての整備が予定されていますが、完成までの間、安全に利用できるよう維持管理に努める必要があります。

##### 2. 読書活動

- 読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で有効とされており、図書館サービスの充実をはじめ、子どもから大人まで気軽に本に触れあえる環境の整備が必要です。



○近年、スマートフォンやSNS等、新たな機器・サービスの普及、多様化により、子どもをとりまく生活環境が大きく変化しており、子どもの読書離れ、活字離れが指摘されています。子どもの頃から読書習慣を身につけるためには、学校・家庭・地域が連携し、成長過程に応じた読書活動を継続的に推進する必要があります。

## 推進項目 1 生涯学習・社会教育の推進

### 《 主要施策 》

1. 市民の自主的・主体的な学習活動の促進	(1) いつでも・どこでも・だれでも容易に自由にできる学習の機会の提供 (2) 各種団体等への支援、ネットワークづくり
2. 学習成果を生かす環境づくり	(1) まなびすとフォーラム事業などにおける講師や、学校支援地域本部事業での人材の活用 (2) 公民館等フェスティバルなどの開催
3. 学習の場の整備	(1) 公民館等社会教育施設の整備 (2) 利用環境の改善 (3) 適正な施設の管理・運営



▲拓殖大学北海道短期大学と連携した教養講座（市民公開講座）



▲生涯学習推進会議委員が講師となってスワッグ作りを指導  
(まなびすとフォーラム)

## 推進項目 2 読書活動の推進

### 《 主要施策 》

1. 読書活動に関する支援	(1) 図書館の機能を活用した事業の実施 (2) 本と気軽に触れあえる機会の提供 (3) 関係機関と連携した読書活動の支援
2. 子どもの読書活動の推進	(1) 学校・家庭・地域が連携した読書活動の推進 (2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備 (3) 家庭での読書活動を推進するための事業の実施



▲ 7ヶ月児健診時に配付する布絵本  
(ブックスタート事業)



▲ 絵本の読み聞かせ  
(家読応援おはなしひろば)

## 第2節 生きる力を育む家庭・地域づくり

### 《 現状と課題 》

#### 1. 家庭・地域教育

○地域とのつながりの希薄化がコロナ禍によりさらに進んでおり、核家族化と併せて、身近な人から子育てを学んだり助け合う機会が減少するなど、子育てについての不安や孤立を感じる家庭が増えており、家庭教育や地域教育を支える環境が変化し続けています。

○本市における家庭教育支援として、小中学校単位で家庭教育学級が開設され、子育て中の親が家庭教育の意義や役割を学ぶ貴重な学習機会となっていますが、引き続き学校や地域を取り巻くそれぞれの環境や課題に即した学習機会づくりを支援する必要があります。

○地域教育では、学校の教育活動に地域住民がボランティアとしてサポートする学校支援地域本部事業に取り組んでいます。地域の学校を地域の住民が支えることで、地域教育を支える環境づくりに役立っています。今後も学校の求めに応じた人材の確保に努める必要があります。

○基本的な生活習慣の乱れが、子どもたちの様々な意欲低下の要因の一つとされており、子どもから大人まで家庭を中心とした生活リズムの向上に取り組む必要があります。

## 2. 青少年の育成

○コロナ禍により、学校や地域、年齢の枠を超えた交流や活動機会の減少が続いていますが、子どもたちの自主性や自発性を養うため、リーダー養成事業や子どもたちが企画運営する事業の実施、地域子ども会事業への支援等が必要です。引き続き、関係機関・団体等と連携し、継続的なリーダー育成、活動機会の提供を図り、地域社会の中で活躍できる力を養う必要があります。

○生きがい文化センターに設置している子どもの居場所「生き生きスポット」は、様々な体験活動や地域の人材を生かした土曜日事業等を通し、子ども同士の交流だけでなく、地域住民との交流も図られ、子どもの安心・安全な居場所として機能しています。また、生き生きスポットの事業は、地域のボランティア活動の機会としても活用されています。

○地域の青少年育成活動団体は、活動に携わる地域住民の減少と高齢化がすすみ、新たな活動の担い手の確保が課題となっていることから、今後も活動の支援に努めます。

○市内では、依然として、万引きなどの初発型非行や不良行為による補導がみられます。また、スマートフォンやSNSをはじめとする新たな機器・サービスの普及、新型コロナウイルス感染防止のため「新しい生活様式」が定着し、青少年が自宅でインターネットを利用する時間が増え、不適切な受発信により、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の増加も懸念されています。今後も、学校・家庭・地域が連携し、健全な育成環境を確保するため啓発活動に努めるとともに、悩みを抱えている青少年や親に対し適切な相談体制を維持する必要があります。

## 推進項目 1 家庭・地域教育の充実

### 《 主要施策 》

1. 家庭教育に関する学習機会の提供と相談体制の充実	(1) 交流・学習の場づくり (2) 相談しやすい環境の整備
2. 親子の共同体験機会の提供	(1) 保護者・大人と一緒にやる体験の場づくり
3. 学校・家庭・地域の連携促進	(1) 地域の教育関係者の交流と連携 (2) 学校と社会教育関係機関・団体等の連携による学習活動への支援
4. 学校支援ボランティアの育成	(1) 人材バンクの整備 (2) 学校教育活動のサポート団体・企業・個人の確保とネットワークづくり



▲親子で参加できるパティシエ教室  
(公民館講座)



▲学校支援ボランティア等の指導による小学生のジャガイモ植え体験  
(一巳地区)

## 推進項目 2 青少年育成の推進

### 《 主要施策 》

1. 青少年活動リーダーの育成	(1) 研修会の開催と派遣 (2) リーダーの活動機会の提供
2. 子どもの活動の場と居場所づくり	(1) ボランティア活動の機会の提供と参加の促進 (2) 安全な居場所の確保と体験の場の提供 (3) 子ども同士や、地域の人たちと交流できる場所づくり
3. 青少年育成活動団体の支援	(1) 地域子ども会育成組織や青少年育成活動団体の活動支援 (2) 活動の担い手の確保

4. 青少年に関する相談体制の充実	(1) 相談しやすい環境の整備
5. 青少年の非行防止活動の実施	(1) 非行防止の広報啓発 (2) 街頭指導活動・立入調査活動等の実施 (3) 地域の非行防止活動への支援



▲ 青少年活動リーダーの育成  
(北空知シニアリーダー研修会)



▲ 子どもたち自らが企画・運営  
(み・らい子どもまつり)

### 第3節 多彩な市民文化を育むまちづくり

#### 《 現状と課題 》

##### 1. 芸術・文化活動

○本市の芸術文化活動は、これまで、文化団体が組織する「文化連盟」を中心として活動が行われてきましたが、会員の高齢化、コロナ禍をきっかけに活動を止めるなど、加盟団体数、会員数が共に減少しています。

○文化連盟に加盟していない団体等が自主的に日頃の成果を発表する機会を設けるなど、多様な活動も行われています。こうした団体間の連携を充実させるため支援を図る必要があります。

○文化交流ホール「み・らい」やアートホール東洲館、生きがい文化センターなどにおいて、良質な舞台芸術作品や美術作品、本市ゆかりの文化関係者の作品の鑑賞機会が提供されています。市民が優れた芸術にふれ、うるおいのある生活を送るため、引き続き事業を展開していく必要があります。

○国では、学校における文化部活動の地域移行を段階的に進めるとしており、その対応が必要です。

## 2. 文化財保護

○市指定の無形文化財は獅子舞保存会が3団体、有形文化財は建造物が3つあり、価値ある伝統文化を保存し後世に継承していくため、市民が地域の伝統芸能とふれ合い、理解を深める機会を提供し、次世代の担い手の掘り起こしを行う必要があります。

○有形・無形文化財や史跡など、市が有する貴重な文化財や郷土資料の適切な保存と継承を図る必要があります。また、文化財保護法に基づき、出土した遺物の適切な管理を図る必要があります。

○市内には、市が把握できていない文化財や郷土資料などが存在している可能性があります。市民が地域について知り学ぶ貴重な資料となるため、情報提供を呼びかけ、団体等と連携を図りながら、調査・収集・保存に努める必要があります。

### 推進項目1 芸術・文化活動の推進

#### 《 主要施策 》

1. 文化団体等の連携と交流機会の充実	(1) 文化連盟への活動支援 (2) 異種文化が融合した独創的な事業の開催 (3) 学校における部活動の地域移行への対応
2. 多様な文化活動の支援	(1) 文化総合芸術祭・公民館等フェスティバル・市民団体等による演劇やコンサート等の実施や支援 (2) プロの音楽団体や演劇団体、美術家、本市ゆかりの文化関係者による公演招致や展示会の開催
3. 多様なニーズに応じた文化施設の管理・運営	(1) 指定管理者による効率的な施設運営と魅力ある事業の実施



▲文化団体の活動披露  
(文化総合芸術祭)



▲日頃の成果を発表する場  
(公民館等フェスティバル)

## 推進項目 2 文化財の保存と活用

### 《 主要施策 》

<p>1. 伝統芸能や郷土文化の保存と 伝承活動の支援</p>	<p>(1) 活動・保存団体への支援 (2) 青少年への関心を高める事業の実施による 担い手の掘り起こし (3) 伝承活動の記録とその活用</p>
<p>2. 有形文化財・史跡・郷土資料 の保存と活用</p>	<p>(1) 文化財・史跡・郷土資料の維持及び保存へ の支援 (2) 児童・生徒等の見学事業開催 (3) 文化財を活用した事業の実施による関心の 醸成 (4) デジタル化等による保存およびデータを活 用した学習機会の提供</p>
<p>3. 埋蔵文化財の調査と保存</p>	<p>(1) 埋蔵文化財包蔵地の調査 (2) 遺物の収集保存</p>



▲市指定無形文化財  
(多度志獅子舞)



▲市指定有形文化財  
(芽生神社本殿)

## 第4節 心と体を育む生涯スポーツのまちづくり

### 《 現状と課題 》

#### 1. 生涯スポーツ

- 市民が心身ともに健康で豊かな生活を営むためには、生涯にわたり誰もが、それぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無、技術、興味、目的などあらゆる場面に応じて、スポーツに親しみ、スポーツの多様性と可能性を追求していく必要があります。そのため、行政内部の連携はもちろん、家庭、学校、市民団体、事業者等との幅広い連携と協力を進める必要があります。
- すべての市民がスポーツの楽しさを知り、スポーツに対する理解と関心を高めることは、施策を推進するための大きな原動力となります。スポーツを地域振興に積極的に活用し、将来にわたる持続可能な社会を実現するため、情報の収集と提供を行う必要があります。

#### 2. 競技スポーツ

- 全道・全国大会等で活躍できるよう競技団体やスポーツ少年団の育成を図り、競技力の向上と活動の助長を進める必要があります。
- 陸上長距離種目などを中心にスポーツ合宿の積極的な招致によって合宿を行う一流選手の姿を通して、市民のスポーツに対する興味・関心や参加への機運を高めることで、競技人口の拡大や競技力向上を図る必要があります。

#### 3. 学校・地域における児童生徒のスポーツ活動

- 子どもの体力は、健康の保持増進や学習意欲、気力といった精神面の充実にも大きくかかわっており、将来的には生活習慣病など健康に影響を及ぼすことが懸念されます。
- 家庭生活や学校活動を通じ、幼い時期から日常的に運動に親しませるとともに、屋内に閉じこもりがちな冬期間における屋外での運動や外遊びができる環境づくりが必要です。
- 国では、学校における運動部活動の地域移行を段階的に進めるとしており、その対応が必要です。



#### 4. スポーツ環境

- 市民のスポーツへのニーズは多様化・高度化しており、それに対応するため、スポーツ推進委員の研修及び指導機会の充実や生涯スポーツ指導者の育成を図る必要があります。
- 市民皆スポーツの拠点として、総合体育館、武道場、市民球場、テニスコート、陸上競技場、温水プールなどを順次整備してきました。また、平成18年度からスポーツ施設の指定管理者制度を導入し、民間の持つノウハウを活かした管理運営を行っています。このほか、学校体育施設である屋内体育館を地域住民の身近なスポーツ活動の場として、地域やクラブなどに開放しています。一方、多くの施設では経年に伴う劣化等が進んでおり、スポーツ施設の適正な管理及び計画的な改修を行う必要があります。
- 年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が安全にかつ快適にスポーツを楽しむことのできる施設の充実が必要です。

#### 推進項目 1 生涯スポーツの振興

##### 《 主要施策 》

<p>1. 推進体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 関係行政機関、スポーツ推進委員、スポーツ協会、スポーツ少年団本部、その他スポーツ関係団体との連携による生涯スポーツ体制の確立</li> <li>(2) 行政組織間の連携と調整機能の整備</li> <li>(3) スポーツ協会及び各加盟団体への支援</li> <li>(4) スポーツ少年団本部及び各スポーツ少年団への支援</li> <li>(5) 深川市健康づくり計画「改訂版第二次健康ふかがわ21」と連携しスポーツや運動を通じた健康づくりを目指す体制の整備</li> </ul>
<p>2. スポーツ情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツ・健康づくりに関する情報の収集と提供</li> </ul>



◀スポーツ推進委員による健康づくり指導（ニュースポーツ出前講座）

## 推進項目2 競技スポーツの振興

### 《 主要施策 》

1. 競技力の向上	(1) 競技団体やスポーツ少年団の活動支援 (2) 競技力向上のための推進組織への支援 (3) スポーツ協会及び同加盟団体との連携促進 (4) 全道・全国大会やハイレベルな競技会誘致による競技スポーツに取り組む青少年の育成
2. スポーツ合宿の招致	(1) スポーツ合宿の積極的な招致促進 (2) 障がい者スポーツの積極的な招致促進



◀ロードコースを走る選手たち  
(スポーツ合宿)

## 推進項目3 学校・地域における児童生徒のスポーツ活動の充実

### 《 主要施策 》

1. 健康や体力づくりの推進	(1) 学校や家庭、地域の連携・協働によるスポーツに親しむ機会の充実 (2) 雪遊び、スキーなど冬季における屋外での運動時間の確保に向けた取り組みの促進
2. 地域との連携	(1) 地域において放課後や休日等に運動や外遊びの機会を確保する取り組みの促進 (2) 学校における部活動の地域移行への対応
3. 指導者の充実	(1) 指導者を育成し、子ども達がスポーツの楽しさや魅力を体験する機会づくり



◀スキー教室の開催など、冬季の屋外活動も促進します

## 推進項目4 スポーツ環境の整備・充実

### 《 主要施策 》

1. 生涯スポーツ指導者の育成	(1) スポーツ推進委員の研修及び指導機会の充実 (2) 生涯スポーツを支える地域指導者の人材育成及び発掘
2. スポーツ施設の整備充実	(1) スポーツ施設の効率的な運営と多様な市民ニーズの対応 (2) スポーツ施設の管理運営の適正化 (3) 市民の活動に応える施設の機能充実 (4) 指定管理者制度による効率的な管理運営 (5) 他の公共スポーツ施設との連携
3. 学校体育施設の開放	(1) 地域に密着した身近なスポーツを楽しむ活動施設としての利用促進 (2) 利用者の自主的で適正な運営の継続



◀令和2年にオープンした  
エフパシオのトレーニング室

# 資 料

諮問文	18
答申文	19
第10次深川市社会教育中期計画策定経過	20
深川市社会教育委員名簿	21

深 教 生 社  
令和4年4月28日

深川市社会教育委員会議  
委員長 轡 田 淑 子 様

深川市教育委員会教育長 吉 村 理 明



第10次深川市社会教育中期計画の策定について（諮問）

深川市の社会教育は平成30年2月に策定した第9次社会教育中期計画（平成30年度～令和4年度）に基づき「輝く深川（まち）をめざして 学び合い 広げよう 地域の絆」を目標に推進しております。また、スポーツは平成29年3月に策定した第2次スポーツ振興計画（平成29年度～令和4年度）に基づき、「みんなでスポーツ！みんなが健康！みんなが笑顔！」を目標に推進しております。ともに令和4年度をもって最終年度を迎えることから、新たに両計画を包含する形で、第10次の社会教育中期計画を策定する運びとなりました。

この間の社会情勢は、令和の時代を迎え、少子高齢化や人口減少が急速に進行しており、デジタル社会の到来により、社会そのものの変化が加速度を増して、人々の予想を超えて進展しており、これらは市民を取り巻く環境や生活意識にも大きな影響を与えています。

また、令和4年4月より成人年齢が18歳に引き下げられ、子どもたちを取り巻く環境にも変化が生じております。さらには国連の「持続可能な開発目標」(SDGs)の観点や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う、新たな生活スタイルの日常化によるウィズコロナ、アフターコロナを見据えた検討が必要となってきました。

これらのことから、第六次深川市総合計画（令和4年度～令和13年度）、深川市教育大綱及び第2期深川市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図りながら、次期の本市社会教育推進の指針となる第10次深川市社会教育中期計画（令和5年度～9年度）を策定するにあたり、計画内容についてご審議いただきご意見をお願いいたします。

令和5年3月16日

深川市教育委員会

教育長 吉村理明様

深川市社会教育委員会

委員長 轡田淑子



第10次深川市社会教育中期計画の策定について（答申）

令和4年4月28日付深教生社で諮問されました「第10次深川市社会教育中期計画」の策定について、深川市社会教育委員会では慎重に協議を重ねてまいりました。

国連による「持続可能な開発目標（SDGs）」の観点にあるとおり、今後は、人口減少の流れをできる限り緩やかにし、子どもから高齢者まで誰もが将来にわたって住み続けられるまちづくりの推進が必要と考えます。

デジタル社会の到来により社会そのものの在り方が急速に大きく変化していく中であっても、社会教育の果たすべき役割は、市民同士が学び合い、教え合う相互学習等を通じ、教養を高め、健康の増進を図るとともに、人と人との絆を強くし、生き生きとした地域コミュニティを作り出すことにあります。

その思いを「心豊かで健やかな人生 持続可能な共生社会の実現に向けて 一笑顔あふれる 協働の学び合い」という基本目標として表し、今後も充実した社会教育行政が推進され、幅広く社会教育活動が展開されていくことを念願し、別冊「第10次深川市社会教育中期計画（案）」の提出をもって答申といたします。

## 第10次深川市社会教育中期計画策定経過

年 月 日	内 容
令和4年4月27日（水）	令和4年度 第1回社会教育委員会議 ・第10次深川市社会教育中期計画策定についての基本的な考え方と策定方針について
令和4年4月28日（木）	「第10次深川市社会教育中期計画の策定について」教育長から諮問
令和4年8月30日（火）	令和4年度 第2回社会教育委員会議 ・第9次深川市社会教育中期計画の反省・評価について ・第10次深川市社会教育中期計画の素案（第3章及び第4章）について協議
令和4年9月16日（木） ～9月30日（金）	関係分野の委員に対して意見募集 ・文化財保護委員 ・スポーツ推進委員（9月22日（木）スポーツ推進委員会において素案について説明）
令和4年10月17日（月）	令和4年度 第3回社会教育委員会議 ・第10次深川市社会教育中期計画の素案について協議
令和4年10月28日（金）	市議会厚生文教常任委員会所管事務調査 ・深川市社会教育中期計画について
令和4年12月1日（木） ～令和5年1月5日（木）	第10次深川市社会教育中期計画（案）に対する市民からの意見募集（パブリックコメント） ・市ホームページに掲載、生涯学習スポーツ課、公共施設（9カ所）に配置
令和5年2月13日（月）	令和4年度 第4回社会教育委員会議 ・第10次深川市社会教育中期計画答申案について協議
令和5年3月16日（木）	社会教育委員会議から「第10次社会教育中期計画（案）」について教育長に答申
令和5年3月23日（木）	令和5年 第3回教育委員会定例会 ・第10次深川市社会教育中期計画の決定

## 深川市社会教育委員名簿

No.	委嘱区分	氏名	備考
1	学校教育関係者	天 野 慎 也	深川東高等学校長
2	〃	石 成 牧 子	深川中学校長
3	社会教育関係者	増 永 さゆり	副委員長
4	〃	山 田 千代美	
5	〃	加 藤 篤 子	
6	学識経験者	轡 田 淑 子	委員長
7	〃	長谷川 五 織	
8	〃	溝 口 信 義	
9	〃	橋 本 隆 行	
10	〃	西 村 武 彦	



# 第 1 0 次深川市社会教育中期計画

令和 5 年 3 月発行

◇発 行 深川市教育委員会  
◇担 当 生涯学習スポーツ課社会教育係  
〒074-8650  
深川市 2 条 1 7 番 1 7 号  
電話 0164-26-2343  
F a x 0164-22-8212  
E-mail : gakuspo@city.fukagawa.lg.jp